

## 大分市「人権を考える講演会」を開催します

大分市では、毎年「人権を考える講演会」を開催しています。「格差の拡大と深刻化する貧困等の問題を抱える社会において、企業に求められるもの（同和問題の解決に向けた取り組みから学ぶべきもの）」「企業が人権教育、啓発をする意味」といった内容について講演をしていただく予定です。ぜひ、ご参加下さい！

【日 時】平成24年8月24日（金） 開場：13:00～  
講演：13:30～

【会 場】コンパルホール 文化ホール  
【演 題】「今日の社会情勢と企業の人権課題」～CSRとコンプライアンスの視点で～  
【講 師】北口 末広 氏

### ＜講師プロフィール＞

近畿大学教授  
1956年大阪市生まれ 京都大学大学院修了（法学研究科修士課程）国際法専攻  
現在、大阪府同和問題解決推進審議会委員 大阪府人権教育推進懇話会委員  
（財）アジア・太平洋人権情報センター評議員 （財）大阪市教育振興公社理事  
（社福）リベルタ理事長 ニューメディア人権機構理事  
NPO 多民族共生人権教育センター理事 他  
（編著書）  
「入門部落問題一問一答（1）」日本語版・英語版（単著） 「人権社会のシステムを」（人権ブックレット55）（単著） 「人権の時代をひらくー改革へのヒント」（単著）  
「人権の時代をひらくー創造へのヒント」（単著） 「人権相談ハンドブックー暮らしに役立つQ&A」（共著） 「変革の時代ー人権システム創造のために」（単著） 「人権相談テキストブック」（共著） 「必携エセ同和行為にどう対応するか」（共著）  
「格差拡大の時代ー部落差別をなくすために」（単著） 「ゆがむメディアー政治・人権報道を考える」（単著） 「21世紀と人権ー科学技術・メディア・格差社会について考える」（単著）

【対 象】公正採用選考人権啓発推進員、事業所で人権研修、啓発業務に関わる方  
一般の方も参加できます。

【申込方法】事前の申し込みは特に必要ありません。  
※公正採用選考人権啓発推進員の方は、別途ハローワーク  
大分から案内が届きますので、その指示に従ってください。

【参加料】無料

【主催】大分市教育委員会、ハローワーク大分

☆詳細は、下記へお問い合わせください！

【お問い合わせ先】

大分市教育委員会	人権・同和教育課	TEL:097-537-5651
ハローワーク大分	事業所援助部門	TEL:097-534-8609 (内線:69)
大分市商工農政部	商工労政課	TEL:097-537-5964



### お知らせ

『ワークLIFEおおいた』は、大分市ホームページからもダウンロード（カラー版）ができますので、ご利用ください。今後も、雇用・労働に関する様々な情報をお届けします。ぜひ本紙をご活用ください！

ワークLIFEおおいた 2012年8月発行

大分市 商工農政部 商工労政課  
〒870-8504 大分市荷場町2番31号  
tel:097-537-5964 fax:097-533-9077  
e-mail:rousei@city.oita.oita.jp  
大分市ホームページからもご覧いただけます  
<http://www.city.oita.oita.jp/>

ライフ

# ワークLIFE おおいた

第12号

2012  
Aug

大分市地球温暖化防止キャラクター  
「アスまるくん」



## 「節電続行中 みんなで節電 -2012夏-」

(キャンペーンの詳細は大分市ホームページをご覧ください)

大分市では、夏の節電キャンペーンを展開しています。  
市民の皆様、事業者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### ◆ トピックス ◆

- 7月から改正育児・介護休業法が全面施行されました
- 大分市「人権を考える講演会」を開催します

## 7月から改正育児・介護休業法が全面施行されました

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員数が100人以下の事業主にも適用になります。

### 1. 短時間勤務制度(所定労働時間の短縮措置)

- ・事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。
- ・短時間勤務制度は、就業規則に規定される等、制度化された状態になっていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。
- ・短時間勤務制度は、1日の労働時間を原則として6時間（5時間45分から6時間まで）とする措置を含むものとしなければなりません。

#### 【対象となる従業員】

短時間勤務制度の対象となる従業員は、以下のいずれにも該当する男女従業員です。

- ① 3歳未満の子を養育する従業員であって、短時間勤務をする期間に育児休業をしていないこと。
- ② 日々雇用される労働者でないこと。
- ③ 1日の所定労働時間が6時間以下でないこと。
- ④ 労使協定により適用除外とされた従業員でないこと。

以下のア)～ウ)の従業員は労使協定により適用除外とすることができます。

- ア) 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない従業員
  - イ) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
  - ウ) 業務の性質又は業務の実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する従業員
- ※このうち、ウ)に該当する従業員を適用除外とした場合、事業主は、代替措置として、以下のいずれかの制度を講じなければなりません。
- (a) 育児休業に関する制度に準ずる措置
  - (b) フレックスタイム制度
  - (c) 始業・終業時間の繰上げ・繰下げ(時差出勤の制度)
  - (d) 従業員の3歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

### 2. 所定外労働の制限

- ・3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

#### 【対象となる従業員】

原則として3歳に満たない子を養育する全ての男女従業員(日々雇用者を除く。)が対象となります。ただし、勤続年数1年未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定がある場合には対象となりません。

### 3. 介護休暇

- ・要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。
- ・介護休暇は、労働基準法で定める年次有給休暇とは別に与える必要があります。

#### 【対象となる従業員】

原則として、対象家族の介護、その他の世話をする全ての男女従業員(日々雇用者を除く。)が対象となります。ただし、勤続年数6か月未満の従業員と週の所定労働日数が2日以下の従業員については、労使協定がある場合には対象となりません。

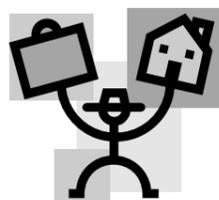
※育児・介護休業法に関する情報は、厚生労働省のホームページで紹介しています。

( → <http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html> )

☆詳細は、下記へお問い合わせください!

#### 【お問い合わせ先】

大分労働局 雇用均等室 TEL: 097-532-4025



## 第1回セカンドライフセミナーを開催します

定年後の「豊かでゆとりのある生活」には、それを実現するための準備期間や、なにより情報が大切です。本セミナーでは、定年後の「生きがい発見」につながる様々な活動を紹介します。

第1回のセミナーでは、草刈初心者から技術力アップを目指す方まで、基本技術の習得へ向けて、熟練技術者が丁寧に指導いたします。初心者、女性の方もぜひご参加ください!

【開催日時】平成24年9月8日(土) 午前10時～正午

※雨天中止

【場 所】府内大橋下河川敷(右図参照)

【内 容】草刈機による草刈実践講習

【対 象 者】草刈技術を習得したい中高年の大分市民の方

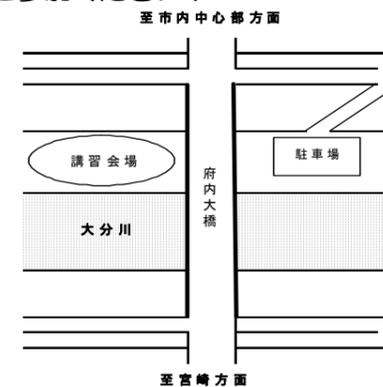
【募集人数】20人(先着順)

【参 加 料】無料

【持 ち 物】長袖、長ズボン、長靴、帽子、軍手、タオルを各自で準備してください。草刈機、草刈用ゴーグルをお持ちの方は持参してください。

【申込方法】電話・FAX・メールで、氏名・年齢・電話番号を商工労政課へご連絡ください。

【申込期間】平成24年8月31日(金)まで(※定員に達し次第、募集を締め切ります。)



～今後の予定～

第2回「プロの腕前を身につける。剪定技術講座」(平成24年10月27日開催予定)

第3回「介護予防に関する基礎知識講座」(平成25年1月26日開催予定)

#### 【お問い合わせ先】

大分市 商工労政課 TEL: 097-537-5964 FAX: 097-533-9077  
メール: rousei@city.oita.oita.jp

## “シニア世代の応援BOOK”をご利用ください

大分市では、団塊世代をはじめとする元気で意欲のある中高年の方々に、「就労」や「農業」、「生きがい」、「健康」など幅広い分野の相談に応じ、地域社会においてより豊かな毎日を過ごせるように、各種相談に応じた個別のアドバイスや情報提供を行っています。この「応援ブック」は、そんな各種応援事業を一堂に紹介しています。あなたのより豊かで、ゆとりのあるセカンドライフのために、ぜひお役立てください!

#### 【主な掲載内容】

健康・介護(生活習慣病、地域包括支援センター紹介など)  
地域活動・ボランティア活動(市人材バンク、防災士など)  
仕事(融資制度、市シルバー人材センター紹介など)  
趣味・いきがい(農業、総合型地域スポーツクラブなど)

#### 【配布場所】

市役所(9階 商工労政課、1階 ブックスタンドなど)  
支所・出張所・連絡所・公民館  
大分市シルバー人材センター など

☆詳細は、下記へお問い合わせください!

#### 【お問い合わせ先】

大分市 商工労政課 TEL: 097-537-5964

※大分市ホームページでも閲覧することができます。

( → <http://www.city.oita.oita.jp/www/contents/1202174166643/index.html> )

